事務所通信

2015年10月号 №124



(コスモス)

CONTENTS

 ● 所長コメント

 ・・・・ お客様を大事にする
 P1
 マイナンバーQ&A

 申末調整とマイナンバー

 P2
 お知らせ おもしろ雑学
 P6

 社会保険料の改正

 P3
 休日カレンダー 職員雑記
 P7

~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.katozeirishi.jp

お客様を大事にする

飲食店に入ると時々こんなことがあります。ドアを開けると「いらっしゃいませ」と声は聞こえるのだが、姿は見えない。ドアを開けるとセンサーが鳴り、接客係が反射的に声を出すのが慣例となっているからです。

「いらっしゃいませ」とは、お客様を歓迎する言葉です。顔が見えなくても「いらっしゃいませ」とだけ声を出せば良いと考えてしまっているのは、「当店にお越しいただいた」という歓迎の気持ちが欠落しているからなのでしょうか。

微妙な歓迎ムードを感じながら料理を注文すると、最近のメニューには"おすすめ"と 書いてあり、接客係がお客様と話さなくてもわかりやすいようになっていることが多い。 しかし、おすすめを頼まずに聞いてみた。

筆者:おすすめと書いてあるメニュー以外で、おすすめは何ですか?

接客係:どれも美味しいです。

よくわからない答えが返って来ます。これは、トップが接客係に試食をさせてないからです。<u>全種類試食させている店であれば</u>「お好みですが、私は○○が美味しいと思います」と答えが返って来ます。

原価がかかるため、料理を開発する人と厨房の人だけ試食させて、接客係にはさせない傾向があります。接客係が単なる運び屋さんになってしまっていては、衰退の一途をたどります。——そのようなことを考えながらメニュー選びに悩んだ末、とりあえず注文した。

しばらくすると、接客係が淡々とメニュー名を言いながら料理をテーブルに並べます。 何だか料理も美味しく感じることが出来ず、リピーターにはならないと思うのは私だけで しょうか。

ここで「<u>お客様を大事にする</u>」ということについて、よく考えてみたい。**店舗の雰囲気・接客・料理**の3拍子揃ってリピーターになります。トップ自らが、店舗すべてのことを体験し全体を見た上で、お客様を心地良くするための演出をすることが不可欠です。それには、接客係がお客様とコミュニケーションを取るように指導するべきです。

接客係がリピーターを作る窓口となれば、店の業績を伸ばすことができます。アルバイトであっても、やる気があれば何の問題もありません。採用条件を**(笑顔) < 声質が高い** > **(友達が多い** > といった点に絞り、面接を行っていただくと良いでしょう(ただし社員の場合はワンランク上の条件が必要になります)。

「<u>お客様を大事にする</u>」ためには何をするべきか、 トップは真剣に考える必要があります。

年末調整とマイナンバー

年末調整では、従業員の方に「保険料控除申告書」と「扶養控除等申告書」を提出してもらいますが、今年はこの「扶養控除等申告書」に、新たにマイナンバーを記入する欄が設けられました。



① 利用目的を明示する

マイナンバーの記入にあたっては、「源泉徴収票等作成のため」等の利用目的を社内掲示 板やメール等で明示することが必要です。

② 従業員と扶養家族の本人確認

記入にあたり、従業員とその扶養家族の本人確認が必要ですが、扶養家族については従 業員の方自身が行います。

「従業員とその扶養家族の本人確認」の方法は次のとおりです

従業員が扶養家族の本人確認を行う

従業員本人が、自分の扶養家族のマイナンバーを「通知カード」により確認の上「扶養控除等申告書」に記入します。

会社の担当者が従業員の本人確認を行う

担当者は、従業員の提出した「扶養控除等申告書」の従業員本人のマイナンバーを「通知カード」で確認します。

※上記のほかに、給与システム等を利用して従業員本人が、Web上で直接「扶養控除等申告書」にマイナンバーを入力し、通知カードの写真データを一緒に送り、確認する方法もあります。

< 斉 藤 >

☆給与から徴収される社会保険料の改定の時期です

『算定基礎届』の提出により、「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書」が送付され、新たな標準報酬 月額が決定されています。

各人の報酬月額の等級をご確認いただき、各人の徴収額 に誤りがないかご確認ください。

厚生年金の保険料率が改定されています

(一般) 現行 改定後

17. 474% ⇒ 17. 828% 全 額

折半額 8. 737% ⇒ 8. 914%

※保険料額表が改定されています。各人の徴収額に誤りが ないかご確認ください。

上記は、平成27年9月給与分(10月納付分)からの変更となります。

< 伊藤 >

自転車の交通ルール

皆様自転車の交通ルールはご存知ですか?

平成27年6月1日より自転車の取締が強化されました。今までは自転車に対する交通ルールが軽視されがちで交通事故も多く発生しています。今回は、自転車の交通ルールをご紹介いたします。

○自転車にも罰則がある!?

自転車で一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者(悪質自転車運転者)は、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけなくなりました。

また、公安委員会による受講命令に従わなかった場合は5万円以下の罰金に科せられます。

○自転車による危険な違法行為とは

自転車も自動車と同じ車で「軽車両」ですので自動車運転免許書を所持されている方はご存知のとおり自動車とほとんど同じです。詳細は下記の通りです。

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- (7) 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 勘定交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止当
- ① 歩道通行時の通行方法違反
- ① 制動装置 (ブレーキ) 不良自転車運転
- ③ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反



危険な運転はいけません!

○交通安全ワンポイント・アドバイス

年々自転車乗用中の交通死亡事故が多発しています。

自転車に乗るときは、万が一の事故に備えて頭部を守るため、ヘルメットを着用しましょう!!

< 倉 又 >

Q1 マイナンバーとは別に「法人番号」が各企業に付番される そうですが、何に使うのですか?

A 1 個人のマイナンバーと同様に、法定調書や申告書、社会保険関係書類を官公庁等に提出する際に、提出者や支払先の法人番号を記載しなければなりません。法人番号については、個人のマイナンバーのような利用範囲の制限がないため、今後、利用範囲が拡大されることが期待されます。

Q2 法人番号については、今後どのように利用できる可能性があるのでしょうか?

A2 法人番号と法人の名称・所在地を検索できる『国税庁法人番号公表サイト』が開放される予定です。今後法人向けの補助金制度など様々な情報提供や行政サービスのワンストップ化、企業間取引の効率化などの、新たなサービスの創出が期待されています。

< 小 杉 >

研修 予定

| В | 時 | 研 | 修 | 内 | 容 | 場 | 所 | 講 | 師 | 参加費 |
|----------------|---|---|--------------------------------|---|---|---|------------|----------|----------|------------------|
| 10月138 午後1時 | | | レ モ 経 イナン | | | | 建士事務所ナールーム | 1, 0 - 1 | 型士 輝守 | 3,000円 お客様は無料 |

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく



経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして・・・

①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度

4) 商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、 企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

ダイエットにいかが?

飲むアーモンドが、ダイエットに良いといわれています。 アンチエイジング効果のあるビタミンEを多く含んでいるからです。 すりつぶしたアーモンドにハチミツを入れて飲むようです。 一度試してみてはいかがでしょうか…

某ホームページより抜粋 (担当:山口)

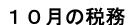
休日カレンダー

10月(神無月) Octobar

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|--------------------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 O 伊藤·花水 |
| 1 1 | 1 2 体育の日 | 13 | 1 4 | 1 5 | 16 | 1 7 倉又·原 |
| 18 | 19 | 2 0 | 2 1 | 2 2 | 2 3 | 2 4 斉藤·池原 |
| 2 5 | 2 6 | 2 7 | 28 | 2 9 | 3 0 | 3 1 |

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



10月13日 平成27年9月分の源泉所得税・住民税の納付

11月 2日 平成27年8月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付 平成28年2月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付 平成28年5月、11月決算法人の消費税の中間申告、納付

◇◆ 職員雜記 ◆◇

秋の訪れを告げる花、彼岸花が咲き始めました。

暑さ寒さも彼岸までと言いますが過ごしやすい季節になりました。

実りの秋です。お腹のまわりを気にしながら、美味しい物をたくさんいただきたい と思います。

< 池 亀 >